

相続の手続き

人が亡くなると、好むと好まざるとにかかわらず、相続の手続きをしなければなりません。

ここでは、相続人全員が集まって、協議により相続財産を分割する場合の手続きを説明します。

まず、亡くなった人(被相続人といいます)の相続財産がどれだけあるのか調べなくてはなりません。そのために、銀行等に行って、亡くなられた日現在の預金等の残高証明書の発行を依頼することになります。

その際、次のものを持参することになります。

- 1、亡くなった人の戸籍謄本(除籍謄本)
- 2、自分の戸籍抄本
- 3、自分の印鑑証明書
- 4、自分の実印
- 5、預金通帳又は預金証書

1と2は、自分が亡くなった人の相続人であることを証明するために必要です。

これは、提示するだけでよく、受付けた銀行等は、コピーをして原本は返却してくれます。

3と4は、戸籍等の書類を持参した人が、残高証明書の発行を依頼している相続人本人であることを証明するためです。

なお、印鑑証明書は発行されてから3ヶ月以内を有効期限としている銀行等が一般的ですが、なかには6ヵ月以内を有効期限としている銀行もあります。

印鑑証明書も、戸籍関係の書類と同様に提示するだけでよい場合が多いですが、なかには、原本の提出を求める銀行等もあります。(つまり返却してくれない銀行等もあります。)

5は、必ずしも必要とされませんが、残高証明書の発行依頼をするときに預金通帳や預金証書を持参すると、紛失している預金証書等がないかを確認することができます。

後日、相続することとなった預金等を解約等する場合、預金証書等がないと手続きできません。再度探すか、再発行の手続きをとることになります。残高証明書を発行してもらった際に紛失した預金証書があることが分かれば、事前に再発行の手続きを済ませておくことができ、スムーズに処理をすることができます。

郵便貯金は少し手続きが違います。

郵便局は残高証明書の発行を依頼しても、全ての貯金を洗い出して残高証明書を発行することはしません。こちらから提示した貯金についてのみ証明します。そのため、全ての郵便貯金を洗い出したい場合は、名寄せの手続きをすることになります。

名寄せの手続きは、場合によって違いますが2週間ほど要します。そして発行される残高証明書も名寄せも、額面金額を記載していますから、利息計算はなされていません。利息が幾らつくのか

は、自分で計算するか、解約しないと分かりません。

さて、相続財産の洗い出しが終わり、協議も整って、預金等の名義変更、解約等をする場合は、次のものが必要となります。

- 1、遺産分割協議書
- 2、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本
- 3、相続人全員の戸籍抄本
- 4、相続人全員の印鑑証明書

1の遺産分割協議書とは、遺産の分割について相続人全員が協議して、合意した契約書です。相続人全員が署名し、実印を押印したものです。

相続人の立場としては、遺産分割協議書を銀行等に提出することによって、その銀行等に故人の全財産が知られてしまうことに強い抵抗をもつ人もいます。また、手続きを簡略して、遺産分割協議書を作成しない場合もあります。その場合は、各銀行等所定の書類に各相続人全員が署名し、実印を押印して手続きすることになります。

2の被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得する行為は、まず、支所等で除籍謄本と改製原戸籍の発行を受け、内容を見て、別のところから本籍を移しているかを調べます。もし別のところから本籍を移転していたら、移転元の戸籍を取得します。遠方であれば郵送により取得することになります。さらにその取得した戸籍を見て、また本籍が移動しているようでしたら、その先の本籍の戸籍謄本を取得するという作業が続きます。本籍を何度も変えている人の場合は、全て揃えるのにかなりの日数を要することになります。

銀行等では、戸籍関係の書類は提示を受け、コピーをとるという方法で対処しています。ですから、戸籍関係の書類は使い回しができますが、汚損、紛失、長期間預り等のこともありますので、あらかじめ数部取得されることをお勧めします。

3の印鑑証明書は、すべて銀行等に提出してしまいますから、銀行等の数だけ、全相続人について必要となります。

証券会社は、会社によって手続きが違うと思いますが、残高証明書の発行手続きを経ないと名義変更等の手続きはできません。必ず残高証明書の発行を依頼することになります。

証券会社の場合は、残高証明書の発行する手続きの際に、故人が生まれてから死ぬまでの戸籍謄本と相続人全員の戸籍抄本と相続人全員の印鑑証明書の提出を求めます。そして、何日か要して残高証明書の発行を受け、その後、名義変更等の手続きに入ります。そのため、証券会社の場合は戸籍関係の書類も返還されません。

証券会社が多い場合は、戸籍等の書類もその数だけ必要となります。

不動産の相続登記は司法書士さんに依頼する人が多いと思います。専門家に依頼するわけです。

から、あまり難しいことはありません。

しかしながら、自分で遺産分割協議書を作成して、相続人全員の署名押印を取り、そこで初めて司法書士さんの所へ登記を依頼した場合、誤記や略記等で物件を特定できないような書き方がしてあったりすると、思わぬ訂正をしなければならないことになります。

訂正をする場合、遺産分割協議書の欄外に、相続人全員の捺印が押してあればよいのですが、そうではない場合は、再度、相続人全員の訂正印を押印してもらわなくてはなりません。できれば、相続人の署名押印をもらう前に、司法書士さんに遺産分割協議書の内容に目を通してもらうことをお勧めします。

相続税の申告は税理士さんに依頼する人が多いと思いますから、ここでは詳述しません。

最後に、相続することとなった土地建物等は、新たな権利証のみを受け取るのではなく、もし見つかれば、被相続人が取得した際の契約書や仲介手数料等の領収書等、相続の際の登記の費用等の領収書も受け取り、大切に保管することをお勧めします。

- 1、相続財産を譲渡した場合、収入金額から差引かれる取得費は、被相続人が取得に要した金額となります。つまり、取得価額を引き継ぎます。ですから、被相続人が取得した際の売買契約書や支払った仲介手数料等の領収書等があれば、それは相続した人が受け取り、大切に保管することをお勧めします。
- 2、相続や贈与による名義変更の費用は、従来、所得の計算上、なんら考慮されることはありませんでしたが、最高裁の判決が出て、平成17年から、次のように取り扱われることとなりました。
 - ①、業務用の資産の場合の通常要する名義書換の費用は その所得の計算上、必要経費に算入する。
 - ②、非業務用の資産の場合の通常要する名義書換の費用は、取得費に算入する。つまり、その資産を譲渡した際、収入金額から必要経費として控除する。
 - ③、②の場合、取得費が判明せず、収入金額の5%を取得費とする概算取得費を用いて計算した場合は、その5%のなかに上記②の費用は含まれるとして、別途控除することはできない。
 - ④、通常要する名義書換の費用とは、不動産等の登記の費用、不動産取得税、分筆の費用、ゴルフ会員権の名義書換料等を言い、相続争いの訴訟費用、弁護士費用は含まない。
- 3、すでに譲渡所得として申告しまった過年度分について該当する事案がある場合は、更正の請求または嘆願により還付を受けることができる場合があります。なお、先祖代々の土地は、2の③の5%で取得費を計算している場合が多いので、その場合は還付を受けることはできません。
- 4、ゴルフ会員権の場合、贈与により名義書換をし、それを売却して売却損が出て、他の所得と通算して還付を受けている場合でも、取得費に名義書換料を加算することにより、損失が多くなり、さらに還付を受けられる可能性があります。

相続には、単純承認と限定承認と相続放棄があります。

一般的に相続というと、単純承認を言います。すべての相続財産とすべての債務を承継することを言います。相続財産より債務のほうが多い場合、単純承認をすると、被相続人の借金ばかりを背負ってしまうことになります。その場合は、相続放棄することになります。

相続放棄は、家庭裁判所に行って手続きします。よく、相続のとき、遺産分割協議書で、「取得する財産はゼロ」と書いたり、「私は生前に特別に受益を受けているので、相続分はない。」との書面に署名押印することがありますが、それは相続放棄ではありません。

相続放棄をしても、生命保険金を受取る権利は残ります。

被相続人が借金だらけの場合は、相続を放棄して、もし生命保険金が掛けてあれば、その生命保険金を受取ることになります。その受取人が、その借金の連帯保証人であれば、その受取人はその生命保険金で借金の返済をすることになってしまいます。

また、第三者の連帯保証人がいれば、相続放棄をすると、その第三者のところへ返済を求められることになります。生命保険金を受取っても、第三者の犠牲の上に成り立っているとしたら、辛いものがあります。

以上より、生命保険金は、本来の相続財産ではないとされています。税務上はみなし相続財産として相続税の対象となります。

限定承認とは、相続した相続財産の範囲内で債務を承継するというのです。

この制度は、単純承認するか相続放棄するか、判断が悩むような状態のときに選択します。

相続財産について不安がある場合、取りあえずの限定承認をしておくかとの選択があってもおかしくないと思われませんが、実際は、限定承認はあまり行われていません。

その理由は、税務にあります。

限定承認をした場合は、相続財産を一度時価で売却したとして、譲渡所得の計算をし、その上で、相続税の申告計算をします。

債務超過であれば、限定承認をして、譲渡所得の税金が出てしまったとしても、その税金も限定承認の対象となりますから、納税の必要はなくなります。

債務超過ではなかったけれど、限定承認をしたことにより、譲渡所得の税金が出てしまったことにより、その税金で債務超過となった場合は、債務超過となるところまでの税金を納付する義務があるのであり、それ以上の税金の納税義務は、限定承認により必要なくなります。

しかし、単純承認しておけば、必要ない税金だったことになります。

債務超過でなく、限定承認したことにより、譲渡所得の税金が出てしまい、それでも債務超過にならなかった場合は、満額、譲渡所得の税金を納めることとなり、その税金を相続税の申告上、債務控除します。

債務超過でないのに、限定承認をしても税金上、なんら問題がない場合は、現金預金、不動産、株式等で、含み益のないものしか有していない場合です。